**平成２６年度第２回大阪府子ども施策審議会計画策定部会**

日　時：平成２６年８月１１日（月）午前１０時から正午まで

場　所：プリムローズ大阪 ４階 松寿

【事務局】

（議事１について説明）

【部会長】

　はい。ありがとうございました。

それでは、今のご説明につきましてご意見をぜひお聞きしたいと思います。特に、今の総合計画の重点項目や内容が、これで良いのかというあたりでご意見いかがでしょうか。

私から質問ですが、この数値目標という各重点施策に対して、これもまだまだ固まっていない、この数値目標でいこうということでしょうか。

【事務局】

　重点の１７で挙げさせていただいているそれぞれの下のところに、５年後の大阪府の姿ということで挙げさせていただいております。これは、数字が今は入っているものはおおむねこの項目、この数字でいきたいと思っているところです。

あと、数字が入っていない所は、市町村からの量の見込みを参考にさせていただいたりとか、あるいは別に検討中の計画の数値を持ってこようとしているところです。あと、数値ではなく定性的なことで書かせていただいているところは、数値目標というよりかは、そのような定性的な目標でいかせていただきたいと思っているところでございまして、特にご議論・ご意見が無ければこのままいこうと思っている、今のところはそのような状況でございます。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。

皆さん、どうでしょうか。どこからでもご意見を。

【委員】

　１点よろしいでしょうか。ここまで議論をしていただいてきてまだこれからということなのですが、佐世保の事件、中学生ですか。やはりあのことも大切なこれからの課題なのかと。そうしたところがこの１３の豊かな心を育む取組みなのか、また全般的にまたがるものなのか、それと青少年の健全育成とか、非行防止活動のところなのか、そのようなところでも今一度ご検討をいただけるというか、内容に加えるようなものがあるのかどうなのかということを再考いただければと思います。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。

メンタルヘルスとして入れていくのか、いろいろなＳＯＳを発見していく学校とか、乳幼児期から一貫してこのサインをどのように発見して、つなげていくかというところでどのように入れていくのか、内容をどこにどのように入れるか、もしご意見があれば今いただけたほうがありがたいですね。きっと。

【事務局】

　先生の御趣旨は入れるかどうかも含めて検討せよということだと受け止めました。

それが、システムというか、福祉施策の問題なのか、個人の問題というと申し訳ないのですが、そうなのかというところもあると思いますし、今、全容を解明をしていこうとされているところだと思いますので、そこから得られる教訓が何なのかということは、きちんと検証をして踏まえるべきところは踏まえていかなければいけないことだと思っております。

【部会長】

　ありがとうございました。この件に関して皆さん、いかがでしょうか。佐世保がどうこうという入れ方ではもちろんないと思いますので、どのように入れるかも含めて。

【委員】

　このすべての施策全体にかかわる問題でもあるのですが、日本のこの子育ての傾向というものが、基本的には家庭で第一義的にとよく言われるように、家庭保育が基本ですよという考え方が非常に強いお国柄だと思うのですね。そのお国柄の中で、保育所整備は進んではきているのだけれども、一番根っこのところには、家庭保育が基本ですよということはやはりそこには流れている。それに比して、先進諸国の中で、特にキリスト教文化圏の場合は、割と神における人間の平等性のようなもの、父も母も子どもも神からすると子どもであるというような宗教観の中で割と子育てがオープンで、そのために例えば里親制度とか、子どもを養育するようなことが頻繁に行われるような文化は当然ありますし、日本の場合は非常に少ない、この中にも里親制度の問題は出てきますが。その一つの大きな要因は、今私が申し上げているようなことなのかと感じているのですね。そのような意味で、佐世保の問題がまだどのような問題なのか裏側がよく見えないので、その問題についてどうかこうかということはなかなか言い難いのですが、例えば、ワーク・ライフ・バランスにしろ、里親の問題にしろ、一人親家庭の問題にしろ。ここに出ている施策のほとんどが今言ったようなことの意識啓発のようなもの。意識が変わらない限りはなかなかそれを解決していくことは、施策を作っても難しいというようなことを私はどこかにあるだろうと思うのです。　このことは、過去からずっと取り組んではきているけれども、遅々として進まないという現状の背景があるとするのであれば例えば、地域の子どもは地域で育てようというキャッチフレーズがよく地域の協議会などにありますが、やはり、親が一人で育てていて、それが親の責任なんだというような、そのあたりの価値観というものが少しずつ変換していくような取組み施策がやはり基本的には必要なのかと。

その中でこの問題が、一つ一つ自然のうちに解決をしていくというそのような大きな方向性を大阪府として目指すようなイメージが、この上にオーバーラップすればもっと良いという感じはいたしますが、一つ一つは良いことが書いてありますし、目標としては当然、このような問題があるのだということは、私も同意はするのですが、そこに並べているものの問題が一番大きなわれわれの意識の障がいになっているという感じがいたしますが。

【部会長】

　ありがとうございました。子どもを生み、育てることができる社会というところで、ずっと議論してきたわけですか。今、先生がおっしゃったように家庭だけの責任にならないように、読み取られないようにということを注意して文言も考えてきたと思うので、そこが全体に見えるようにというご意見だと思います。

【委員】

　あの事件も今すぐに解決もなかなかできないでしょうし、その原因がどうのこうのということは先生がおっしゃったとおり、まだまだこれからの課題かと思います。ただ、そのようなことがこの計画を作っている最中に起こっているにもかかわらず、ここに議題が載らなかったということがやはりおかしなことかなと思いますので、できればそのところも踏まえてご検討いただければということで、お願いしたいと思います。

いろいろな事件を遡ってみると、虐待が根底にあったりということが後から出てくることですから、そのようなことを一つ一つ丁寧に解決ができるような施策にしていただければありがたいと思います。

【部会長】

　ありがとうございます。

例えば、私からそれに関連する重点施策５のところで、家庭教育の支援、親支援の機会と家庭教育支援チーム、さらに真ん中の事業内容の最後のところで、家庭教育支援というところを出してくださっていて、私も国の家庭教育の支援の座長をしていました。

家庭教育チームで支援をしていこうというところで、そのあたり、親だけの形にならずに、地域がつながりながらＳＯＳを速く親が気づいて、いろいろなところにＳＯＳが出していくことができて、早期発見をしたり早期に手が打てたりということになる。そのようなイメージをして先生の意見を聞いていたのですね。

そのときにこの、先ほど私から質問をしましたが、数値目標が親学習実施率となっているところがほかにもあるのですが、クオリティーの内容のところをどのように書き込むのかということにもあると思います。

例えば、親学習で、親は親業みたいに親はこのようにすべきだみたいになると、ますます親の責任を圧迫するような親学習がなされているところもありますので、単に実施率だけでこれを計ってよいのかと少し思いました。

内容的にどのように書き込めばよいのかは検討なのですが、そのような地域とつながりながらここに家庭教育支援チームによる訪問型支援を促進すると書いておられるので、例えばその家庭教育支援チームの活動数とか、チームがいくつできたのかとか、せめて親を学習するんだという方向に誤解をされないような指標を作ったほうがよいのではないかと先生の意見も含めて思いました。

ありがとうございます。ぜひ、先生の意見も含めて再考いただければと思います。

ほかに、ほかの視点でいかがでしょうか。

【委員】

　事前の説明のときにもお願いをしたことがずいぶんと反映してくださっているのですが、まず確認ですが、３７ページの重点施策についてのところの重点施策項目の名前は、これは大阪府独自で作っているものなのか、という確認が一つです。これはもう動かしようがないものなのか、それとも、いやいや、たまたまこれはこのようにしているのだ、というのかということをお聞きした上で、もし大阪府が独自でということであれば、もちろん、反映もしてくださっているのですが、この１４番に対して、今回の新制度の中へ、もちろん量的にも確保をしていかないといけないけれども、その質をどのように確保していくのかということをとても言われていて、今も質の話が出てきたと思うのですが、これがこの１４番の中に保育教諭とか保育士の数の確保だけになんとなく留まってしまっていて、５２ページに重点施策の細かい項目になったときには、保育士等のという「等」を入れる配慮はしてくださっているのですが、ここの中で「等」を入れるだけでいいのかということをそもそも問いたいということが言いたいのですね。

たぶん、子ども園を作っていくときにそこの子育て支援という項目もあり、地域の子育て支援もどのようにしていくのかということも充実をしていかなければいけないのに、タイトルで保育士の確保みたいなものがメインになってしまうことが、少し事前の説明のときにも気がかりだったのです。

だいぶ、これ前回の資料の５０ページと今回の５２ページで配慮をしてくださっているとは思うのですが、やはり人材の確保とか数みたいなものが先行しているという印象なので、やはり質を上げていくというようなところをもう少し書き込んで欲しいと思います。しかし、どこにどのように書けばよいのか。この１４番の中でしか書きようがないのか、そこは皆さんでお知恵をいただければと思います。

そしてもし、さらにですが、この１４番の中で５１ページなのですが、「子育てにかかわる人材の質の向上」まで、ここを書き加えてくださっているのですが、そうしましたら職員の研修とかというときにも現職員の保育士だけの研修ではなくて、もし、三つ目のマルをつけてくださるとすれば、地域子育て支援を担うとか、職員の研修の実施とかをここにもきちんと入れて欲しいというようには思います。全体のことにかかわる質の向上をイメージしてますよ、みたいなものが入って欲しいと思います。

【部会長】

　ありがとうございます。関連するご意見等はございますか。

【委員】

　この、今おっしゃった中で、景気が良くなると保育士や幼稚園教諭のなり手というのは、過去からずっと減っているのですね。景気が社会的にあまり良くないと割と人材が確保しやすいというような傾向があるように思うのですが、このところ景気が少し上向いているように聞いていますが、それの影響なのかどうなのか、応募は圧倒的に減っていると思います。その中で、やはりブラックと呼ばれる施設のありさまが、やはりわれわれの問題なのですが、幼稚園・保育園の中に非常に働かせ方が良くないのではないかと思われるようなところで、１、２年で職員がどんどんどんどん入れ替わっていってしまっているという。その職員たちは、もう二度と保育の現場には戻りたくないという意識が実はあるので、資格はあるのだけれども、もうそちらには足が向かないというか、意識が向かないという形になっていってしまっているのではないかと思えることがよくあるということです。

たくさんの学生たちが志望して、幼稚園教諭の資格を取るのだけれども、結果的には現場では人材が常に不足している一番大きな原因がやはりその働き方の質の問題であったり、教育や保育の考え方ややらせ方ですね。というような形のものが結果的には魅力を失わせ、この業界から去っていくことを余儀なくしているのではないかという危惧は、われわれはずっと持っておりまして、内部では研修をしたり、さまざまなことをやりますが、そこには来られない、現実にはそのような研修には来られなくて、研修に来るのは例えば、大阪府私立幼稚園連盟４３０程ある中でも１００園程度の大阪の研究大会をいたしまして、園数からすると１００園程度なのですね。人数は１０００人くらい集まるのですが。よく精査をしてみると、園数は割と少なくて、そのような研修会にはあまりご出席にならないような園も実際にございます。それに出ているからどうだこうだということではないのですが、そのような研修に職員を派遣して、職員も学び、園長も学びというような形があると少しは防げると思うのですが、現実にはなかなか保育所もどんどんどんどん数が増えてきて、量は拡大してきていますが、質の問題はなんらまだ問われていない。第三者評価等では質は問うていないという現実もまだあり、保育のすそ野をどのようにしていくのか、やはり働き方の質をどうするのかということが、今おっしゃったようなことにも大きくつながるということは、自戒も含めて感じるところですね。

【部会長】

　ありがとうございます。ほかには関連してよろしいですか。

私も先生がおっしゃったことにとても感じるところがあり、数値目標に質的なことをどのようにふれるのかなと思います。

例えば今おっしゃった研修のことだとか、どうなのですかね。それとか、最低賃金さえ支払われていないというところもありますね。私もいろいろとお聞きしていて学生からの相談も受けたりもして。そのような指標に雇用条件とかというものは指標にはなりにくいのかもしれませんが、そのあたりどうでしょうか。事務局のほう、どうぞ。

【事務局】

　一つは、この項目が大阪府独自のものかどうかという部分ですが、これは、大阪府の独自のものです。今回、そのようなことで「等」というものを５２ページには入れさせていただいていますが、３７ページのほうは、修正が追いついていなかったというところです。「等」と入れさせていただいた趣旨はまさに、ここで言っている子育て支援にかかわる人材すべてを含みますよという意図でもって「等」というものを入れさせていただいたということです。

なお、もう少し踏み込んだその標題の付け方をするかどうかということは、少し検討をさせていただければと思います。

あとは、質の部分ですね。ここをどのように書き込むかということですが、この５２ページの一番下のところに子育て支援員のことを少し書かせていただいておりますが、国が創設を予定している子育て支援員による人材確保については国の動向を踏まえて検討をさせていただくということで、実はその拠点の職員さんの研修は、これの一部というか、ベーシックな研修をされた上にその働かれる場所によって個別の研修を２階建で立てていくような構想を今されてまして、それのベーシックなところとあと、拠点の職員さん向けの専門みたいなところですね、そのあたりを使っていくのかというイメージをしています。

まだ今のところ、この研修が都道府県か、市町村かということになっておりますので、まだそこが少しはっきりとしていないということです。

【委員】

　例えば、ここが今仮で国の動きがわかりませんというベースのところだと思うのですが、このあたりの子育てにかかわる人材の質の向上のところで、認定こども園で子育て支援をするような人も含むようなイメージの地域子育て支援を担う職員の研修みたいなところを、ここに入れていただけないかということと共に今、先生がおっしゃったようにここの数値目標の中に例えば、研修の実施をどのようにやって質の向上を高めてきたかというようなところも問うていくというようにできないでしょうか。

何人になりましたというだけではなくて、研修の実施みたいなこととか。タイトルをどのように付ければよいのか。どのように質を担保したのですかというようないことを聞くためにここに、研修を実施するとか支援をするとか書いてあるので。

【事務局】

　考えさせていただきます。

【委員】

　はい。考えていただければ。タイトルも中身もこれから考えていく段階ですし、全体的なもの、地域も含めて認定こども園も含めて、保育園も含めて質を向上していきましょう、それから人の確保をしていきましょうみたいなことがここのページには書いて欲しいと思います。

【委員】

　今のところですが、ニュアンスが少し違うような気が私はしているのです。地域型保育のことが、４３ページに少し書いてあるのですが、地域型保育を市町村が結構多めに出してきた場合に、もう少し書き込まなければいけないという感じがするのです。今までほとんど無かったものですから、ここで書くか、前半で書くかはどちらでもこだわりはありません。地域型保育のことを市町村があまり計画をしてこなければこの程度で私は良いと思うのですが、きっと結構出てくるのではないかと、小規模あたりが、待機児対策として。そうすると、先ほどのことと関連するのですが、いわゆる保育士さんとか幼稚園教諭とか保育教諭の専門職、小規模保育などの地域型保育とかあるいは家庭的保育等の職員、地域で活動をしている子育て支援者、それを全部一緒に書いたほうがよいのか、書かないほうが良いのか。

【委員】

　そこも、最初どのようなフレームにしたほうが良いのかというところですね。

【委員】

　子育てにかかわる人材と書くと全部が入っている雰囲気にはならない。読み手が勝手に専門職のほうで読んでみたり、地域向けで読んでみたりしそうなので、そのあたりの書きぶりは少し分けたほうが良いのかな。

【部会長】

　先生の提案ですと、この１４番のフレームが変わってしまうということですね。重点項目のフレームが。

【委員】

　重点施策の６の中に地域型保育が入っていないだけで、拠点事業はかなり大きくここに入っている。４３ページのほうに。

【部会長】

　質の向上というところが抜けてしまうのですかね。

【委員】

　それが、質の向上がこちらに来ているので、６と１４をどのくらいくっつけたイメージで書くか、バラバラで良いと考えるか。少なくともバラバラだとしても地域型保育があまり無ければそれは抜きにしても良いけれど、「子育てに関わる人材」という表現だと、読み手によって、完全に仕事としてやる人たちと軽労働、完全な労働としては保障されていない状況で頑張る人たちとで、求められる時間など違いそうな気がするのですね。そのあたりが少し気になったことです。

【部会長】

　おそらくですが、もしこの研修とか質の向上の中身に、やはりお話を事前にしていたときは、どちらかで、もしかしたらフレームを変えてしまい、別建てでとおっしゃっていたのですがやはり、別にしてしまうと地域は地域で勝手にやってという雰囲気になってしまうことを危惧しているので、やはり、拠点事業の研修をすることもこの質の向上の中に入れておいてもらわないと、例えば、そのようなことを実施したいのですと言ってもいやいや、それは専門職の人たちの研修しかイメージされていませんよとみたいなこともあるので。

【委員】

　ここの４番目に別に書けばどうか。この重点施策１４の中に書くということです。

【部会長】

　私が今、提案をしたように、そのうち担うところに職員の研修というものも入れた上でさらに四つ目の菱形として作るということをおっしゃっているわけですね。

【委員】

　そうです。そこは共通しているところです。

【部会長】

　さらにその評価を問うような目標値があればということですね。

【委員】

　４３ページのこの保育園における幼稚園保育士、地域型保育、地域子育て支援センター、認定こども園、このマルにわかりやすいように、これと同じ並びというか、これに全部それぞれ地域型保育のこれを担う人材の確保という形でもう一つ作るということですね。

【部会長】

　５２ページの四つ目の菱形に。そうすると、職員として頑張る人と、ある程度地域連携をしたり、活動をしている人たちも研修の対象となりますよということを入れておいてもらえると研修の中に入っていけるのではないかと。

【委員】

　そうすると、今の、子育てにかかわる人材の資質の向上という、これは、どこを指しているのでしょうか。改めて見ると。

【部会長】

　たぶん、認定こども園とかの地域支援や子育て支援を担うという人たちをイメージされているのではないですか。

【事務局】

　項目は、この下に書いてある、研修の仕組みというか、建て付けとしてはこの子育て支援員の研修にほぼ集約されるだろうという前提で、この三つ目の黒四角のところは修正をさせていただいているところです。

【委員】

　そうしましたら、上のマルは変えたほうがいいのではないですか。私は、いわゆる「保育士等の資質向上」と書いてつながっていたから、専門職のイメージでとらえていました。

【委員】

　そうそう。全然イメージが違う。

【委員】

　そこに「子育て支援等」とすればもっとわかる。

【部会長】

　そうなると、先生がおっしゃっていた表題自体も「保育教諭・保育士等の確保」なので、専門職のイメージですよね。

少しここは構造を地域型保育というところも入るような形で、専門職のことだけをいっているのではない、雇用されている専門職だけではないというように見えるように。

【委員】

　担い手は、「さまざまな」と全体では書いて説明をしてくださっているので、その担い手すべてを含んで質の向上というものが図られていくのですよということがここの所では書かれて欲しいと。

【委員】

　すみません。それに加えて。

今回の新制度のことは、われわれ幼稚園のメンバーの中には非常にネガティブに捉えざるを得ないようなイメージが広がっておりまして、幼稚園のまま今後は少し推移はするというような思考の園が出てくるのではないかと予想がされるのですね。

ここに今、保育教諭と保育士が出てくるのですが、幼稚園教諭が出てこないのですよ。

ライセンスとしては、幼稚園教諭も当然、一つのライセンスとして今も残ってあるわけですし、今後も幼稚園教諭は引続きあるわけなので、やはり幼稚園教諭をいれておかないといけないですね。これは。

【部会長】

　ですから、全然違うタイトル付けをしたほうがよいのではないでしょうかね。

【委員】

　そうですね。ここの保育教諭・保育士等ということですから「等」ですね。

【委員】

　そういうことです。これ自体を人材育成とか質の向上とか、別のネーミングをしたほうが。そうでなければ、入れないといけない資格とか人たちが出てき過ぎるので、ここでいうことは、今回の新制度の中で数の確保と質の確保ですよみたいなタイトル付けがあったほうがいいのではないですかという提案なのです。そうでなければそのような話にならないのですよね。

【委員】

　そうですね。幼稚園の場合はずっと残り続けるところがあるからね。

【委員】

　資格としては、幼稚園教諭と保育士資格の二つはそのままですからね。ですから、先生がおっしゃるようにそこは、幼稚園教諭の書込みは必要でしょうし、これは、養成校のほうも、保育教諭になるから実習は１回でいいのかと聞いたときに、それは資格は別々だから両方来なければだめですよ、という話と同じようにやはり保育教諭というものは、両方の資格を持った者の総称としていわれる名称と、やはり、資格は資格としての取得名称は明記するべきでしょうね。

【部会長】

　ですから、その保育教諭とか幼稚園教諭とか保育士というように書かずに、総称する文言で頭出しの重点施策１４に書けばどうでしょうかというご意見ですね。

【一同】

　そうですね。それが良いですね。

【委員】

　資格を書くのでたぶん、専門職のイメージになってしまうということですね。

【委員】

　もう少しここの保育教諭の確保とか、そのあたりも保育士の確保とかいう文言のところも若干整理が必要だということですね。

【委員】

　保育士だけではなく、地域型に戻ると下に書かれている子育て支援員の活用も必要になってきますからね。

【部会長】

　はい。それでは、今のような案で少し検討をお願いいたします。

【委員】

　少しよろしいでしょうか。言葉だけの問題なのですが。３７ページ。２カ所あります。これは、大阪府が支援学校については特別といういい方をしないほうが良いのではないか、特別扱いをしたくないということで了解をしたのですが、ここの表題は支援学校以外も入っているのですよね。

障がい、社会的養護、虐待、ひとり親家庭が入ったときに支援が必要な子どもというようにそれを括ってしまうと、支援が必要な子どもはすべての子どもと違うの、と思ってしまい、もし、「特別」が問題があるのならば、例えば「固有の」とか、「専門的な」とか、「特別」以外の言葉で置いたほうが良いのではないかということが一つです。

その次、後半が真に必要な人に必要なサービスがいくという所。「真に必要な人」の表現が、若干気になります。「必要な人に、必要な程度に応じて」とか。

さらに、４１ページ。これも最近、自分でもどのように言葉を使えばよいのかわからなくなっているのですが、女子学生とディスカッションをするときに望まない妊娠の一番のイメージは何ですか、と聞くと、障がいのある子なのですよね。決してレイプとか、強制的な妊娠ではなくて。それは、特に出生前診断のことがテレビに出るようになり、障がいのある子が事前にわかるということになったときに望まない妊娠というものは、障がいのある子であると。現に、出生前診断で８割くらいの障がいのある子が中絶されてというようになったときに、これは、誤解されると大変だと。読み手のほうがそのように読んでしまうと大変だということがあるのですよ。

そのページで、前に事務局と相談をしたときも、どうかなと思いつつ、言葉では言ったのですが、今十分に対応ができていないものが、ここに入っているという見方はできるのだけれども、未受診・出産の中なのですが、自宅出産ですよね。これを重点施策の中に入れるほど量的な問題ではないから、前段のほうの取組み項目の言葉遣いだけでもよいのですが、そのような人たちも含めていますというニュアンスをどうにか出したほうがよいのではないだろうかということです。

言葉については委員の皆さんのご意見もお聞かせ願いたい。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。１点目は、この３７ページの⑧、⑨、⑩、⑪を含む言葉として支援にもう少し枕詞がいるのではないかという意味ですか。

【委員】

　そうそう。子育て支援も全部支援といっているわけだから。一般家庭も全部支援と出てくるので。それを除いたもの、特化したものを取り出したというイメージがいるのかいらないのか、誤解が無いというのであればそれで良いし、少なくとも、真に必要なというところは、できれば。

【部会長】

　何か意図がおありだったのでしょうかね。事務局のほうは。

【事務局】

　そのようなフレーズを使っている場面があったので、それをあまり深く考えずに持ってきているというところもありますので、大阪府が、福祉施策を見直していこうとするときの基本的な考え方がやはり、支援の必要な人に必要なサービスが届くようにということは、これはもうキャッチフレーズというか、大阪府としてありました。その意味で使わせていただいているのですが、ただやはりこのように書くと先生のご懸念のように今、必要でない人にもサービスが行われているのかのように受止めされるとわれわれも本意ではないので、そこは、検討をさせていただきたいと思います。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。

頭の「支援」。どうですか、皆さん。確かに少しあったほうが良いかもしれません。なんといってよいのか難しいのですが。

【事務局】

　専門的なとか。

【委員】

　「専門的な支援が」ということですか。

【部会長】

　そうですね。

【委員】

　それのほうが少し誤解が薄れるかな。

【部会長】

　はい。それでは、その２点はそれで、３点目の「望まない妊娠」とかですね。これはいかがでしょうか。

【委員】

　うちのゼミ生も望まない妊娠のトップは障がいであると。１０人くらいで話し合って。

【部会長】

　でも、厚労省（厚生労働省）が「望まない妊娠」というものをバンバン使っていますよね。

【委員】

　ですから、あれを止めさせなければいけないのではないでしょうか。障がい児排除みたいなことになってしまうと大変。

【委員】

　そのようなことにつながりますよね。

【委員】

　言葉の説明をあとで入れていただければ、もしよければお願いをしようと思っていたことが、親学習とか、一般の方からすると聞き慣れないというか、これは何のことかという言葉の表現の説明を少しあとからでも入れていただくと、枠外でも取り出してやっていただくと、それはそれで理解できるのではないかと思っていたのですが、ここのところも言葉的にほかの表現の仕方がなかなか難しいですよね。

【委員】

　読み手がわからない言葉は調べるしかないですよね。でも、読み手が言葉だけで勝手に誤解をしてしまうものは、語句説明にいかないのです。人間というものは。勝手に誤解をしたままで理解をしてしまう。本人はわかったつもりでいるから。それが少し不安で、特に人権問題にかかわるだけに、何か書いたほうが良いのか、今、先生が言われたようにとりあえず今、国も使っているからその趣旨を書いて、それで終わるか。

【委員】

　国はどのような趣旨でこの「望まない妊娠」を使っているのですか。できちゃったなどですか。

【委員】

　強制されたレイプとか。

【委員】

　犯罪に巻き込まれたとかという。

【委員】

　そのようなものをいっている。

十代で結婚の意思が無いのに、恋愛関係の中で生まれてしまうとか、そのようなもともとわれわれがイメージをしていたものをいっていて、それ自体はいいのだけれど。

【委員】

　さらにここに、ハイリスク妊婦と書いてありますからね。

【部会長】

　それは、文言を変える。どのような文言が良いのか何か代替案はありますか、先生。

【委員】

　私も無いのだが。

【委員】

　例えば、頭に「望まない」の前に「レイプなどの」などと一つ例題を入れるだけでその障がいからは外れるわけです。今おっしゃったように。

【委員】

　それも一つですね。

【部会長】

　そうですね。

【委員】

　代表的なものは何にするかは少し別にして。レイプでいいかどうかは別にして。それも一つですね。

【委員】

　でも、レイプはやはり望みませんね。

ただ、若年でできてしまったりすることは、もしかするとそうではないかもしれないですからね。

【部会長】

　お金が無くて、生みたいけど生まないという。

【委員】

　結婚できないからなど、副次的な要因によって。

【部会長】

　「レイプなどの望まない妊娠」とするのか、用語説明を入れるのかという２案あたりで検討をいただくということでよろしいですか。

【事務局】

　はい。

【部会長】

　自宅出産というものはどのようにしますか。

【委員】

　ここでやらなくてもいいと思います。量的には少ないから。しかし、意識していますよということはどこかの施策の中にチラッと出てくればそれで充分。

【部会長】

　わかりました。それではそれもご検討をいただくということで。それでは、そろそろ次へいきたいのですが、よろしいですか。

先生のほうから学校年齢のところなど関連するところで何かありますか。

【委員】

　いろいろと聞かせていただき、良い勉強になります。キャリア教育も難しいと思っております。家庭教育もどこで指導をするのかというところと、最近、佐世保の話がありますが、発達障がいの認定が一番難しくて、それにかかわる家庭教育というものが、保護者の考え方がどのように反映をされるかなどいろいろと考える部分でこれを全部見させていただき、重点施策の中で本当に子育てをしていく中で、ゆったりと子どもが過ごせる場所を作るという方向性などが施設面ではないのですかね。大阪府で。

子どもを連れて行き、スッと土・日曜日の休みの日に過ごせる場所、安心、安全にできる施設を作っていただけるようなことがあれば、全体的に家庭教育や学習等も含めまして、子どもを育てて良かったと思えるような、そのような肯定的な考えを持てるような環境を作るようなこともあっては良いのではないかと思い、聞かせていただきました。以上です。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。

今のご意見は、放課後児童のあたりの充実にも関係しますよね。例えば、一つの学校に８０人、１００人とこの前もテレビでやっていましたが、それを１教室で、場所が無いという問題ですよね。そのあたりの指標に、それも今、ページが見つからないのですがどこでしたか。

【委員】

　５３ページです。

【部会長】

　子どもが安心をして、安全で文化的に過ごせる施設を確保のような、放課後児童のところも質の部分を指標に入れることができればと思っていますと。ありがとうございます。それでは、ほかはよろしいでしょうか。

【委員】

　もう一つ、最後によろしいでしょうか。

【部会長】

　はい。

【委員】

　３ページのところの具体的取組みのところで、食育の推進というものは、前回は説明を聞いているとこれだけだったので、親になる将来の選択は食育かと思っていたのですが、増やしていただいたことはありがたいのですが、ただこの食育というものが重点施策の中にどこも出てこないということは、少しいかがなものかなと思って。

食育基本法とか法律がある中で、またこの乳幼児期から青少年までの間、大切な食べることの意義がどこにも重点施策の中に出てこなかったということは、残念なことだと思っているのですが。

どこか今から入れることができるところがあれば、ありがたいと思います。どこに入れればよいかわからないのですが。

【部会長】

　少しご検討をいただくということにしますが。

例えば、家庭教育の重点⑤のところでも、食育の話題は国の議論も出ていますし、学力向上と食べる物と学力との関連もいわれていますし、子どもの貧困の対策会議の中でも食育のことは出ています。

【委員】

　朝食を食べることができるということだけでも、つながるかと思いますので。

【部会長】

　どこかに関連で少し入れていただくということで、お願いいたします。

ほかはよろしいですか。

時間が無いので、私から言うところだけ。５０ページの今お話をした「学力向上の取組み」というところで、これも、生活背景のしんどい家庭に重点施策を入れて、テレビで大阪の茨木市が何度か学力の向上に成功をしたというところで報道をされているのですが、決してトップに対してトップクラスにバンバン勉強をしろと教えたわけではなく、しんどい家庭の配慮を丁寧にしていかれたということがこのように報告があるのですね。そのあたりがもう少しちりばめられないかと思いました。

それから、合わせて今お話をした貧困の対策委員をしていて、ここで、これから大綱が出てきて、肉付けがされていくのであろうと思うのですが、ここに見えている施設入所の子どもや生活保護の子どもたち、生活困窮者の子どもたちだけではなく発見をしていくことができる仕組みづくりだとか、進学率は大きくズレないのですが、中退率が実は、５倍も６倍もズレていく。施設入所の子どもさん、それから生活保護家庭の子どもさんが中退をしていくという率は、一般の６倍くらいになってしまうのですね。

進学率は９１％と９７％くらいであまり大幅な変化ではないのですが。そのあたり、中退をどのように予防したり、手当てをしていけるのかということに取り組めないか、ここに入れるのか、高校のところに入れるのかわかりませんが、少し思いました。まだまだ貧困のほうは先ほどおっしゃったように、大綱ができてもう少し練らなければいけないと思います。

それでは、すみません。時間が押してますので、次の案件にいきたいと思います。

まずは、ここの用語は注釈があったほうがいいのではないかとか、皆さんが気づいたところは、事務局にお伝えいただければと思います。

それでは、議事２の「新制度の施行準備の状況について」。事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】

（議事２について説明）

【部会長】

　はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関して皆さんからご意見はございますでしょうか。

【委員】

　はい。

【部会長】

　はい、お願いいたします。

【委員】

　一つお願いは、参考資料２の大阪府のホームページの周知ですが、ここの子育て新制度に対するホームページの周知なので、私立幼稚園のことについてはここには特段の記載は無いわけですが、新制度にのらない私立幼稚園があるということは、きちんと明記をしておいていただかないと、大阪府民はこれを見たときに皆、新制度にいかれるのだと普通は思うわけです。新制度にいかないのはなぜですか、というような質問がきたりするような傾向も考えられますので、そのことの周知もお願いをしたいという１点と、もう一つは資料４で、先ほど意向調査の結果のご報告があり、すでに認定こども園を現行法でやっている園であっても、認定返上が１６出ているという現状。

このことについては、僕は行政側として制度の作り込みの手法も含めて、大反省をしていただきたいと思っているのですね。

一つは保護者が非常に混乱をします。保護者が新制度のことについて理解が深まっていない。これは、市町村に任せてあるという大阪府のほうの見解でしょうが、残念ながら市町村のほうでも非常に温度差があり、例えば、他県で西宮市などは７月中に説明会を地域別に丁寧にやっているのですね。

かたや私ども大阪府の、私は豊中市ですが、残念ながら保護者に対する説明は、ホームページに出しますよ、みたいなこれから。その程度のことで周知をしていて、保護者はそのホームページにたどり着く方はほとんどおられないわけですから、結果的には周知ができていないというさなかに、９月１日から入園募集を開始しなければいけない私立幼稚園というこのようなことが、あいかさなっているのですね。

このような混乱の中で、私どもが新制度にいって、そして、まだ何も決まっていない保育料等のことも含めて、保護者に説明をたどたどとして、そして混乱が起こらないように来年の４月にふたを開けることは難しいという判断がわれわれの中にあり、そのことから実は、来年、平成２７年４月以降は難しいという判断をせざるを得ないという窮地に立っているわけですね。

金めの問題で、例えば今まで１００経常補助金をいただいていた。保育料で１００ある収入が８０に落ちると、７０に落ちると。このような形の計算式が今出てきてしまっているという。

これは仮単価ですからと国から言われるのですが、仮単価であったとしても７０や８０の収入しかないところを、来年度に運用しろと言われると何人の人の首を切らなければいけないのかという話になり、従来から私立幼稚園は私学助成をいただいていて、そして例えば、私学助成のお金が１００がその翌年、園児数が８０になったために８０になるということになったときに激変緩和といって、９０％の保障をきちんといただけるようなことがあったのですが、このたびは各市町村に任せられているので、そのような補償を受けることができる可能性はないということを考えたときに、この制度にいきなさいと言われるほうが私は、非常に残酷でそして混乱を招くだろうと思うのです。

私は、大阪府のこの場でこの発言をしないと、大阪府には他に反映できる場がありませんので、この施策審議会の中で言っておかないとと思って、ですから私は申し上げているのですが、本当にひどい状況が今回の国、そして都道府県、市町村の動きの中にあります。

われわれは、今までは自分たちの責任で保育料を決め、そして園児募集をし、責任を持って園の運営を行ってきたわけですが、今回の制度は完全に保育所制度の中に入っていく制度ですので、それに対するアレルギーや非常に嫌悪感を持つ設置者園長も中にはおります。

ですから、そのことを考えたときにこの制度を抜本的に私は、作り変えをしていただかないとこのままでは、日本の国の中で、特に全体の６割を占める園数が都市部に固まっています。都市部という所は、園児数が多い所で、園児数の少ない地方の園については今回の制度がある意味、０、１歳から園児を入れられるということもありますし、それから公定価格できちんと担保される収入があるということもありますし良いのですが、都市部にある私立幼稚園にとっては、今回の制度は非常に難しい制度でありまして、そのような意味ではこの制度に乗りにくいという状況が淡々と進んでいるということもお知りおきいただきたいと思います。

具体的に少し申し上げます。一つ。例えば、保育所の子どもたちは、両親が教員のご家庭なので８月一杯休みますというところがあります。そこのお子さんは、８月一杯来ないと保育料が半額免除されるのですね。返金されるということです。

私立幼稚園が今度、認定こども園の幼保連携型になり、１号型子どもが８月一杯、保育を受けないわけですが、その子たちの保育料は返還されるのですかと市町村に聞くと、それはわかりませんという、一つそれを例を取っても従来の保育所制度と同じような言い分、それこそイコールフッティングという言葉が使われましたが、そのようなことに実はなっているのかいないのかもわからないというような不安定な状況の中で、大阪府の条例は９月からですし、豊中市などは１２月に条例を作るという話になっていますし、最終予算は来年３月にならないとわかりませんと。

このようなことで私たちは、公の施設として新制度に乗っかっていくことは非常に乱暴すぎて、従来、長い期間をかけて培ってきた保護者への信頼感、そのようなものを一夜にして投げ出してしまう可能性もあり、私は、この公式なこの審議会の場ではありますが、そのことをきちんとご理解をいただきたいと、このように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。関連してご意見は有りますでしょうか。

【委員】

　先生には申し訳ないのですが、私は必ずしもそうは思っていません。

７年間、話をしてきて、私立幼稚園の代表者も入って、話し合いを続けてきたけ結果であり、政の責任だけかというとそうではないと。私立幼稚園の代表者が、４月末までひたすら反対をし続けてきて、結局決まらなかったというところに私は多くの原因の一つがあると思うのです。

私立幼稚園だけの問題ではなく、保育所にもそのようなものがあった。しかし、保育所は考えを途中からかなり変えられて、「保育所に近いから」というような言い方を幼稚園の方はされるかもしれませんが、そこは単に行政だけの問題ではなくて、国の委員であった人たちの立場の有り方の問題が私は、一番大きかったのではないかと思っています。

それは結果として、結局、ほとんどの時間を保育所、幼稚園、認定こども園の話にばかりに費やして、放課後問題とか子育て支援の問題が重要であると言いながら、結局ワークライフバランスも重要であると言いながら、その時間をほとんど取れなかったあたりが、問題があると思い、将来の子どもたちに何を提供するかということをしっかりイメージできていなかった。

私自身も一時期、委員をさせてもらっていましたが、私の反省も含めてそこに問題があり、自分たちの事業だけで見ようとしたところに私は、反省するべき点があるのではないかと思っています。それが１点です。

それから、現場の最前線の人たちが振り回されて、特に幼稚園制度が保育料等、利用決定等、利用調整という、今までになかったようなことが起こるから、大変だということは、私も理解しているつもりですが、あえて国のレベルの議論で言うと、私はそのような認識は必ずしも十分にはしていないということです。

今度は、中身についてですが、この制度は、３歳以上については言葉をこのような使い方をするなという人もいますが、権利として利用が保障されるということになるのですね。教育標準時間はすべての子どもたちに保障をするという。３歳の年度途中から４月までは頑張ってくださいという形で保障ではないんだという考え方なのですが、３歳以上が保障となったときに、大阪府内で公立幼稚園の利用者が２万５００人くらいいると。この人たちが１号認定の申請をしてきたときに、どうするんだという。いわゆる公立幼稚園に対する働きかけを、公立幼稚園が３年型でするのか、廃止をして私立に任せるのか、そのあたりをどうするのですかと、権利保障がされない形の１号認定が出てくるのではないかと。

それは、制度上明らかに生ずることかもしれないのですが、これは、保育所の待機児童どころではないものが出てくると。とてもたくさんの量であって。出てこないようにしようとすると、公私の保育料の差を付ける。引続き、公立は安いから２年型でよいということなのですが、これは、個人的見解として私は、今度の制度で私学助成の人は当然別枠なのですが、施設型給付を受ける分についてはすべて保育料は均一、五段階設定ではあるけれど、対等であるべきだということを崩してはいけないのだと。公だけの利用者だけが安くできる理由は無いと考えられます。そうするとこの問題が浮き上がってくる、それを私立幼稚園が受けてくださるというのであればよいけれども、これが、私学助成も受けられないのですよね。施設型給付もしくは幼保連携型認定こども園に来ていなければ受けることができない。この部分を市町村に、どのように考えていただくのか。

次は、今の話は私立幼稚園に有利な話だったのですが、今度は私立幼稚園には厳しい話になるのですが、今現在、私立幼稚園を利用されている方々で、１号もしくは２号を希望された場合にその受け皿は市町村の責任になるわけですね。私学助成の責任ではないと。私学助成から出ていきますと。新制度の中で利用をしたいのですということになったときに、この２号認定が意外と出てきそうな気がしているのですね。

１号認定の方々はきっとそのように量は多くならないのではないかと。これは、私学助成のままの幼稚園に引続き行きたいのですという話になるかもしれないけれども。

２号認定になってくると、要保育認定ですから、私学助成は受けられないとしたときに、私立幼稚園さんが幼保連携認定こども園もしくは幼稚園型認定こども園に行かないとなるとそれは、保育所が受けるか、地域型保育は３歳未満がベースのため受けることができないため、認可外型認定こども園というところで受けるしかなくなってしまう。それを積極的にするのか、確かに安家先生が言われたようにこの準備期間で保護者に説明をして、現行保護者と新保護者の利用が全く違うことは、それは大混乱になるのだから、よくわかったとして、例えば、利用者が３年後にはほとんどいなくなるはずですね。私立幼稚園さんは。

３年後に半分以上来てくださいというくらいの応援をするのか、そこは決断をしないと、大阪府もある程度、誘導をしなくてはいけないのではないかと。

その上で、私学助成に残られる方々についても完全に切り離して考えればよいと。１号、２号、３号については私学助成は関係ありませんと。各市町村の調査を見ても保護者は２割くらいが認定こども園を希望してきていますね。その実態に合わせて整備をしますので、あと私学の方々は子どもが減っていく中で経営を自分たちで考えてくださいと言わざるを得ないのではないかと思っています。

公立部分の有り方と、私立幼稚園の２号認定希望者の有り方について何か手を打つ必要があるのではないかなという気がするのです。すみません。少しきつい話になりましたが。

そこをどのように対応するのかは幼稚園の課題でもあるし、保育所がそれだけ受け入れるかとなる。２号、３号だからとか、特に２号だから何とかなるということなのか、でも、２号がたくさん来ると収入が減りますからできれば３号が多い方がいいということなのかどうか。

【委員】

　たぶん、２号もこれ以上ということは、なかなか難しいところがあろうかと思います。それと反対に、保育園側からすると、逆の考え方をすると２号認定である現行の子どもの保護者が１号認定に変わったときには、うちから出てもらわないといけないという話に今、なっているのですよね。

いわゆる、１号認定の枠の認可をもらっていないと。そうすると、今度の認定こども園の認可申請をするときに少なくとも１号認定の子どもの定員を５名か１０名取らなければならないのかという意見が一つあるのです。そのときに、例えば２００の保育園が移行します。そうすればそこで５名ずつでも定員が増えると１号認定の定員がそれだけの数増えてしまうということになり、今度は、認可定員と利用定員の差が出てきてしまう。このあたりも整理をしていかなければならないのかと思っています。

ただ、先生がおっしゃるように、一番難しいものはたぶん幼稚園さんの施設給付型と私学助成のこの説明がたぶん、保護者にはわからないでしょうし、保育園側は、今までと一緒ですよ、変わりませんよというだけで私たちは逆に説明とすれば認定こども園になろうとも時間は変わらない、ただ、書類はひょっとすると変わるかも知れないということと、あとは負担金がどうなるのかということは、これからまだ、市との検討ですので。

【委員】

　直接大きくは関係ないのですが、この１週間くらいずっと保護者説明に借り出されて、大阪市内のいくつかの園に行ったのですが、要は、大阪市は幼稚園において公私の保育料の差をつけないと、しかも国基準の保育所に近い形、うちは７割ですが、８割くらいの徴収率にしようと。２割くらい下げましょうと。ここを１００％取るところがあるので少し驚いたのですが、結構高いと。

８割くらい取ると、保育料が下がる人が半分弱いるという報告をされたものだから、どうなるんだ、私立幼稚園の保護者の方々がどうしてうちの園は私学助成に残るんだと、それは、行政が指導できないのかという話を何回か聞いて、それはできません。園の方針だから園の自由ですと。

ただ、あなたたちが保育料の安いほうの利用を大阪市に申し込むことはあなたたちの自由ですと。私学助成に残った幼稚園に行くとその恩恵は受けることはできません。どうされるかは考えてください。という話をしたときに、保護者の方々が２割くらいが私学助成を辞めて、認定こども園なり、その施設型給付の所に変わりたい、１号認定で変わりたいと言われているのです。

でも、実際はそれだけ動かないような気はするけれども、ここは私立幼稚園さんは深刻だと思います、経営的に。

【委員】

　少しよろしいですか。

【部会長】

　はい。

【委員】

　２号認定の問題は、先生の問題の意識は私も実は持っておりまして、例えば３歳未満の保育所と幼稚園型認定こども園というこの複合の施設の施設型給付に移行した場合ですね。その場合に、３・４・５歳は１号認定と２号認定の子どもの定員枠を設けなさいということですので、０・１・２歳の２歳児が１０人いたとすると当然３歳に次は上がってくるわけですから、その３歳児の２号認定の子どもが１０名。そして、４歳１０名、５歳１０名、このように上がっていきますということで、３０名の３・４・５歳の２号認定の定員を設けますといった場合に、１号認定の方が、この市町村の表を見ていただくとおわかりのように就労時間の下限の設定をご覧いただきますと、マル５のところ、参考資料の１ですね。

例えば、大阪市の４８時間、月当たりですね。４８時間の就労証明等が出ますとこれでもう保育所は２号認定がもらえるのですね。ですので、週にすると１２時間です。３日４時間というパートタイム労働の方々でも十分に２号認定を持ってこられるわけですね。

そういたしますと、今言う１０名、１０名、１０名の３０名の２号認定の枠を持っていても、１号認定の方で、その中に２号の方がたくさん入っておられて、その方々が役所に行き、２号認定をもらってきたので園に、「私、２号でお願いいたします」と来られたときに「うちは、定員がいっぱいです」と。２号は。ということでお断りをせざるを得ないということです。

ではそのときにどのようにするのかと豊中市と話をすると、それは一時的保育事業という幼稚園で作ることができる一時的保育事業を利用してもらうことになりますね、と。例えば、３・４・５歳で３００人の定員を持っている私立幼稚園等を想像していただくとおわかりいただけると思いますが、３０人が２号で、あと２７０人が１号と想定しているときに、そのあと２７０人のお子さんの中で２号認定を持った方が数名であればさして問題はないと思うのです。今言う一時的保育事業で十分に利用ができる。

ところが半数が、１３０人あたりが、２号認定を持ってこちらに来られたときにその方々が一時預かり事業で園として受け入れることができるかと、市町村がその負担に耐えうるかと。このようになったときにとても難しい問題が生ずると思うのです。市町村の公費が莫大にいるという。

主として僕がそのようなことを考える必要が無いのかもしれませんが、いつもお金が無い、と言われるわけですから、予算が無いと言われるわけですよ。本当にそのような予算に耐えることができるのかと言って話をするわけですが、それはわかりません。３月の議会で決まりますという話ですよね。

そのような混乱の中で、施設型給付で、市町村の中で保育的な施策にきちんとコミットをするべきであるという僕も持論を持っているのですが、この混乱はやはり、きちんと整理を付けてから移行をしていかないと大変なことになるということが、山縣先生がおっしゃったことも加味してそのような問題点が今、解決できないまま現在進行形なのです。

大阪市は、私立幼稚園の入園が１０月１日ですから、２号認定の子どもたち、１号認定の子どもたち、１０月１日に募集をしますと。１号も、２号も言っているのですね。

しかし豊中市は、２号は１１月申し込み、２月決定ですと言ったわけです。隣に隣接をしているのですね。豊中市と大阪市は。

またがって園児は行くわけですよね。そのような所で、入園時期がバラバラになっているとかですね。これは、広域調整をここの場合はきっと課題なのでしょうが。そのような問題も、保育料の問題も負担に段差がありますから。そのような問題も含めてどのようにしていくのかということが解決されないままどんどんどんどん前に行っているという。このような現状ですね。

ですから、今２号認定の問題が私たちも頭が痛くて、私学助成であれば受け入れられませんし、私学助成は月額３万円くらい取っているところもあるわけですから。そのまま取り続けることができるのか。公定価格だと、７割くらいになると１万９０００円から１万８０００円くらいで済むわけですよね。保護者が本当に３万円とか選ぶのかどうかですね。そのようなことも含めてまだわからないですね。非常に難しいところです。

【部会長】

　ありがとうございました。時間にもなったのですが、非常に重要なご意見とご議論をいただき、どうですかね。ほかに。

【委員】

　素人チックな質問をしてもよろしいですか。

【部会長】

　はい。どうぞ。

【委員】

　今、先生がおっしゃった２万５０００人の公立幼稚園の、ということに少し衝撃を受けていて、確かに、どのようになるのだろうと思ったのですが、さらに制度に則り、その市が認定こども園をしないと決めた場合、公立幼稚園はどのようになってしまうのかということと、あとは保護者の立場からすると２年保育でも単価が安いから公立幼稚園に行かせているのにという人たちはどのようになっていくのか。

【委員】

　それが多数派なのですね。実態は。保育料が安いから公立幼稚園に行って、何とかする。

【委員】

　何とか行って２年で我慢をしている人たちがその、

【委員】

　保育料が一緒になるとおそらく、私立に流れる。間違いなく。

【委員】

　ですからそれは、市の独自判断で決めましょうということなのですか。公立は。

【委員】

　公立幼稚園を３年にするか、もう私立幼稚園にお任せするか、ただし私学助成の幼稚園にはお任せできない。施設型給付にしかお任せできない。ところが、その受け皿が無い。

【委員】

　大変なことになりますね。

【委員】

　このあたりは大変。公立幼稚園が。

【委員】

　ただ、大阪市の場合も施設型給付に行っても公立と同じ保育料にしますと言いますが、上乗せ徴収は認められているのですね。

だから、入園金３０万８０００円という根拠があるのですが、このお金は、入園金と保育料の年間分の金額といわれているのですが、われわれはもっとたくさんいただいていますので、足りない分は上乗せ徴収してもよいと国はいっているのですね。

ですから現実には、私立幼稚園のほうが月額５０００円くらい高い可能性もあるのです。

そうすると、私立幼稚園には行かないで一番安い額の所に行きますと。先ほど公立幼稚園に行っておられた方は、そこに行きたくなるわけなのですよね。それがしかし、３年保育はありませんという話ですね。

【委員】

　５０００円の差は逆転できると思う。私立幼稚園の教育内容の魅力という部分で。でも事実としては、そのようなことが起こるでしょうね。

【部会長】

　はい。予定の時間も回っておりますので、とても大きな課題があるというわけですが、先生方のおかげで皆さん認識ができたと思います。ありがとうございます。

大阪府として、先生がおっしゃった公立の問題と、２号希望者の、大阪府として各市町村にここはどのように提示をしてあげるのかという今のような問題が、冒頭で私も言いましたが、各自治体でいろいろと混乱が予想される、今現在も起きているわけで、そのあたり大阪府として何ができるのかということをまた少し考えていただければと思います。

はい。それでは、時間調整がうまくいかず、申し訳ございませんでした。予定の議事ではその他があるのですね。その他の意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それではこれで、予定の議事は終了いたしましたので、進行を事務局のほうにお返しをしたいと思います。